

---

## 1016. 入港届等B

---

業務コード	内 容
VIT	入港届等B

## 1. 業務概要

「船舶基本情報登録（ＶＢＸ）」業務により登録された内容に基づき、当該港入港後、入港確定情報を登録する。

本業務における届出先の官庁は選択することも可能とする。

本業務により登録、訂正及び取消しを可能とする。

税関への入港届提出の旨が入力された場合は、税関への入港届または転錨届及び船用品目録の提出とする。

税関に対する入港届の入港年月日、入港目的コードまたは純トン数のいずれかの訂正が行われた場合は、税関の確認を受ける必要がある。

税関以外の官庁への入港届提出の旨が入力された場合は、入力された官庁への入港届を送信する。

また、検疫所への入港届提出の場合は明告書情報も含めて送信を行う。

港長または港湾管理者への入出港届提出の旨が入力された場合は、入出港届の提出も可能とする。

## 2. 入力者

船会社、船舶代理店

## 3. 制限事項

- ①本邦入港前寄港地数は最大30港とする。
- ②本邦寄港地数（当港入港前本邦寄港地・当該港・当港出港後本邦寄港地の合計）は最大9港とする。
- ③船用品は最大50品目とする。
- ④1入港届等に対する訂正是、最大9回とする。

## 4. 入力条件

### （1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②登録の場合でかつ入力者が船会社の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。
- ③訂正または取消しの場合は、登録者と同一であること。

### （2）入力項目チェック

#### （A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

#### （B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

### (3) 船舶DBチェック

登録・訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された船舶コードに対してVBY業務が行われていること。
- ②資格内変されていないこと。
- ③「船舶基本情報訂正（VBY）」業務により、削除されていないこと。
- ④入力された船舶基本情報項目が一致していること。

### (4) 入港前統一申請DBチェック

- ①システムで払い出された入港前統一申請番号が入力された場合は、入力された入港前統一申請番号に対する入港前統一申請DBが存在すること。
- ②入力された船舶コード、港コード及び本邦寄港順序と入港前統一申請番号に対する船舶コード、港コード及び本邦寄港順序が同一であること。

### (5) 入港届DBチェック

#### (A) 訂正の場合

- ①入力された入港届提出番号に対する入港届等情報がシステムに存在すること。
- ②入力者は入港届等の登録を行った利用者と同一であること。
- ③本業務で登録された入港届等であること。
- ④船舶コード及び入港港コードが変更されていないこと。
- ⑤入力された入港届に対してとん税等納付申告中の場合は、船舶名称、入港年月日、入港目的コード及び純トン数が訂正されていないこと。
- ⑥最新の入港届提出番号であること。

#### (B) 取消しの場合

- ①入力された入港届提出番号に対する入港届等情報がシステムに存在すること。
- ②入力者は入港届等の登録を行った利用者と同一であること。
- ③入力された入港届に対して、税関に対する出港届が行われていないこと。
- ④入力された入港届に対してとん税等納付申告中でないこと。
- ⑤本業務で登録された入港届等であること。
- ⑥最新の入港届提出番号であること。

## 5. 処理内容

### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照)

### (2) 入港届提出番号の払い出し処理

#### (A) 登録の場合

入港届提出番号をシステムで払い出す。

#### (B) 訂正の場合

入港届提出番号に対する枝番をシステムで払い出す。

### (3) 届出先税関官署決定処理

税関への入港届提出の場合は、入港港を管轄する税関官署を届出先税関官署とする。

(4) 書類提出先官署決定処理

税関への入港届提出の場合は、入力された着岸（予定）場所コードに基づき、書類提出先官署を決定する。ただし、書類提出先官署コードが入力された場合は、入力された官署とする。

(5) 宛先判定処理

届出の旨が入力された官庁を宛先とする。

(6) 入港届DB処理

(A) 登録の場合

- ①システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBを作成する。
- ②入力された船舶コードに対する船舶基本情報及び入力された内容を登録する。
- ③税関への入港届の場合でかつ、船舶DBに有効期間内のとん税等一時納付が登録されている場合は、当該港の納付済表示を設定する。
- ④税関への入港届の場合でかつ、非課税の入港目的コードが入力された場合は、当該港の非課税要確認表示を設定する。

(B) 訂正の場合

- ①システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBを作成する。
- ②入力された内容を登録する。
- ③税関への入港届の場合でかつ、船舶DBに有効期間内のとん税等一時納付が登録されている場合は、当該港の納付済表示を設定する。
- ④税関への入港届の場合でかつ、入港年月日、入港目的コードまたは純トン数のいずれかの訂正が行われた場合は、当該届出の確認が必要な旨を登録する。
- ⑤税関への入港届の場合でかつ、非課税の入港目的コードが入力された場合は、当該港の非課税要確認表示を設定する。

(C) 取消しの場合

- ①入力された入港届提出番号に対する入港届DBを更新する。
- ②当該情報の取消しが行われた旨を登録する。なお、宛先毎の取消しを可能とする。

(7) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

## 6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
入港届（転錨届）提出情報	税関への入港届（転錨届）提出の場合	入力者 書類提出先税関 (監視担当部門)
船舶訂正通知情報	以下の条件を満たすとき、出力する。 (1) 税関への届出の場合 (2) 税関が確認済とする項目が訂正された旨が登録された場合	
入港届情報	以下の条件を満たすとき、出力する。 (1) 税関への届出の場合 (2) 利用船会社が登録されている場合	利用船会社
入港届（転錨届）訂正・取消情報	税関への入港届（転錨届）情報が訂正または取消された場合	書類提出先税関 (監視担当部門)

## 7. 特記事項

- (1) 税関への入港届の場合は以下の優先順位にて、入港（予定）年月日・時刻として入港届DBに登録する。
  - ①入力されたびょう泊（予定）年月日・時刻（自）
  - ②入力された着岸（予定）年月日・時刻
- (2) NACCSから関連省庁システムに情報を送信する際に、NACCSと関連省庁システム間で障害等を検出した場合は、処理結果通知にエラーを出力する。
- (3) 入国管理局への入港届の場合は、「入港届情報」を送信する。
- (4) 検疫所への入港届の場合は、「入港届（明告書を含む）情報」を送信する。
- (5) 港長への入港届の場合は、「入港届情報」を送信する。
- (6) 港長への入出港届の場合は、「入出港届情報」を送信する。
- (7) 港湾管理者への入港届の場合は、「入港届情報」を送信する。
- (8) 港湾管理者への入出港届の場合は、「入出港届情報」を送信する。
- (9) 船舶DB上の船舶名称切替年月日>入港（予定）年月日の場合は、訂正前船舶名称を入港届等提出時の船舶名称とする。
- (10) **書類提出先官署未入力ダイアログについて**

端末パッケージソフト利用者においては、下記の①、②を満たす場合、送信時に書類提出先官署未入力ダイアログにおいて申請先官署コードの入力を促すための機能を設ける。

  - ①税関入港届提出有無が提出有りの場合で、税関入港届提出有無以外も提出有りとしている場合。
  - ②税関以外の提出先に対応する申請先官署コードに入力がない場合。